

以下の従業員規模に当てはまる事業者は、小規模な事業者特例を活用することができます。

「小規模な事業者」は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第2条に規定された事業者です。

各業種、以下の表に記載されている従業員規模であれば「小規模な事業者」に該当します。

業種	従業員
製造業その他	20人以下
卸売業	5人以下
サービス業 (宿泊業・娯楽業 以外)	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業	20人以下
小売業	5人以下

また、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に規定のない法人の場合は、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人や法人税法別表第2に該当する法人等であって、従業員数が20人以下である場合は対象となります。

例えば、次の法人であって、従業員数が20人以下であれば対象となります。

事業協同組合、企業組合、医療法人、社会福祉法人、一般(公益)財団法人、一般(公益)社団法人